

第1章 策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

高齢化社会が進展する中、障がいのある人の重度・重複化、高齢化といった状況が進んでいます。また、高次脳機能障害や発達障害等といった障害に対する概念や社会環境の変化が見られます。こうした中、障がいのある人等が自ら生活の場やサービス等の選択・決定を行い、自立と社会参加を図っていくことができる社会の実現に向けて、様々な整備が行われてきました。

平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）として改正、施行されました。同法は平成28年6月に、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることとして改正され、また、児童福祉法については障がいのある児童のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、支援の充実を図ることとして、一部改正され平成30年4月から施行されています。令和3年4月からは、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行することとなり、今後は地域共生社会の推進もより具体化することになります。

このような動向を踏まえ、本計画では、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供基盤の計画的な整備推進を行うことで、障がいのある人、障がいのある児童が住み慣れた地域で、自立した日常生活・社会生活と安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

2 計画の位置付け

由布市では、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」との理念を実現するため、平成28年3月に「由布市障がい

者基本計画（第2次）」を策定しました。そのなかで「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を基本理念とし、「尊重しあい、支えあうまち」「身近な地域で安心して暮らせるまち」「ひとり一人が輝くまち」の3つの目標像を掲げ、障がい者施策を展開しているところです。加えて今後は、地域共生社会の実現のための体制や方策等についても検討を行います。これらの目標の実現に向け、障害者総合支援法第88条に基づく「由布市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保・充実等に取り組んできました。これに加え、平成30年3月に児童福祉法第33条の20に基づく「第1期由布市障がい児福祉計画」を「第5期由布市障がい福祉計画」と併せて策定することとなり、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標・必要量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項を示し、計画的に実施してきました。

現計画策定から3年が経過し、計画を見直すとともに、令和5年度末の目標を設定し、「第6期由布市障がい福祉計画及び第2期由布市障がい児福祉計画」の策定を行います。

また、国が定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として由布市障がい福祉計画、障がい児福祉計画に盛り込み、「成年後見制度利用促進基本計画」として定め取り組みます。

3 計画の期間

「障がい福祉計画」の計画期間は国の基本指針において3年とされています。「第6期由布市障がい福祉計画」及び「第2期由布市障がい児福祉計画」は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とします。

	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	平成 30 年度 ～ 令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
由布市障がい者基本計画 (第 2 次)	1 次	第 2 次(平成 28 年度～)			
由布市障がい福祉計画 (第 6 期)	第 4 期	第 5 期	第 6 期		
由布市障がい児福祉計画 (第 2 期)		第 1 期	第 2 期		

4 計画の基本的な考え方

国の基本指針及び由布市障がい者計画（第 2 次）の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項に配慮して、サービス提供体制等の計画的な整備を行います。

1) 障害福祉サービスの提供体制

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等がどこで誰と生活するか、またその生活に必要なサービスを自ら選択・決定を行い、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。そのために、障がいのある人等の意思決定の支援を行うとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

(2) 必要とされる訪問系サービスの提供

障がいのある人等が地域で安心して生活できるよう、個別のニーズに応じた訪問系サービスの提供体制を整備します。

(3) 希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの提供

希望する障がいのある人等に対し、市内のどこにおいても利用者のニ

ーズに対応できるよう、日中活動系サービスや地域生活支援事業の提供体制を整備し、障がいのある人等が自分らしく社会のなかで暮らすことができるよう支援を行います。

(4) 就労の推進

社会的労働に参加することで、障がいのある人の自己肯定感を高め、生きがいにつながるよう、個人の障がいの特性に応じた就労支援を強化し、定着支援を含めた支援を行います。また、就労移行支援事業等の推進により、一般就労への移行を進めます。

(5) 地域生活支援拠点等の体制の充実

新たに整備した緊急時の対応・受入れ部分の運用状況の検証や、新たに必要な機能の検討を行います。

2) 相談支援の提供体制

(1) 相談支援の充実、強化

利用者の状況や希望に応じた、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう調整を行い、状況を定期的に確認、見直しを行います。また、障がいのある人の権利擁護に向けて、虐待の防止や成年後見制度推進等の必要な援助に取り組みます。

併せて、現状の相談支援体制に関して、自立支援協議会等で検証・評価を行い、体制の強化を実施します。

(2) 地域移行・地域定着の取り組み

入所施設や精神科病院等から地域生活へ移行するに当たり、支援を要する障がいのある人等へ、施設や病院等における地域移行の取組と連携した支援を行います。また、地域移行後も生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくために必要な支援を行います。

3) 障がい児支援の提供体制

(1) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がいの疑いの段階から身近な場所でサービスを受けることができるよう体制の確保を図ります。また、由布市における児童発達支援の中核的な役割を担う、児童発達支援センターの設置に向け取り組みます。児童発達支援センターを中心に、障がいのある児童を支援する施設や相談支援事業所が密接に連携していくことで、切れ目のない支援体制を構築します。

(2) 医療的ケア児へのサービス

人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、保育、教育等の関係機関のネットワークを構築するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(3) 障害福祉サービス等の提供

障がいのある児童の介護負担等を軽減することにより、障がいのある児童と家族が共に健やかに過ごせるよう、福祉サービス（短期入所等）や、地域生活支援事業（日中一時支援等）での支援を行います。